

選挙に行こう！

参議院議員選挙

告示日 7月4日(木)
 投票日時 7月21日(日)午前7時～午後8時(市内10投票所)
 開票日時 7月21日(日)午後9時～(スポーツセンター)

羽村市で投票できる方

- 満20歳以上の日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上住んでいる方
 - 羽村市の選挙人名簿に登録されている方
- 次の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します。

- ①平成5年7月22日までに生まれた方
- ②平成25年4月3日までに転入届出をし、引き続き市内に住んでいる方

次に該当する方は注意してください

平成25年4月4日以降に転入届出をした方
 羽村市の選挙人名簿に登録されないため、羽村市では投票できません。

期日前投票の利用を

投票日当日、仕事などで都合の悪い方は、期日前投票を利用してください。

日時 7月5日(金)～20日(土)午前8時30分～午後8時
 会場 市役所分庁舎1階第1会議室
 持ち物 入場整理券
 ※入場整理券は、有権者一人ひとりにはがきで郵送します。届いていない場合や忘れた場合は、受付へ申し出てください。

※期日前投票を行うには、期日前投票請求書(宣誓

書)が必要です。入場整理券の裏面の下に印刷してあるので、必要事項を記入し持参してください。

不在者投票

投票日に指定された病院などの施設に入院中で投票所に行けない方や羽村市外に滞在している方は、病院などの施設や滞在地の選挙管理委員会ですべて投票ができます。詳しくは、問い合わせてください。

郵便等投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持ち、一定の要件に該当する方または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便などで在宅のまま投票することができます。制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」が必要です。早めの手続きをお願いいたします。

インターネットなどを利用した選挙運動解禁

今年執行の参議院議員選挙から、候補者や政党などに加え一般有権者も、ウェブページやブログ、SNSなどインターネットを利用した選挙運動ができるようになります。詳しくは、総務省ウェブページをご覧ください。

- インターネットでの投票はできません。
- 未成年の選挙運動は禁止されています。
- 選挙運動用Eメールを送ることができるのは、候補者・政党などに限られます。

問合せ 選挙管理委員会事務局(☎)682

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラは、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちが非行に陥った少年たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

期間中、「社会を明るくする運動」羽村市推進委員会がさまざまな活動を行います。

駅頭広報活動(羽村駅・小作駅)

日時 7月1日(月)午前7時30分～8時

市内広報活動(市内全域)

日時 7月10日(水)・17日(水)午前10時～正午

「社会を明るくする運動」羽村市大会

日時 7月23日(火)午後3時～

会場 ゆとりろぎ小ホール

※直接会場へお越しください。

はむら夏まつりでの啓発活動(はむら夏まつり会場)

日時 7月27日(土)午後3時～

問合せ 社会福祉課庶務係(☎)113

春の

市内いっせい美化運動 収集量報告

5月26日(日)に行った春の市内いっせい美化運動で、燃やせるごみ4,565kg、燃やせないごみ275kg、粗大ごみ35kg、合計4,875kgを回収しました。

皆様のご協力で、市内がきれいになりました。ありがとうございました。

問合せ 生活環境課生活環境係(☎)204



介護保険料額決定通知書・納入通知書の送付

65歳以上の方(第1号被保険者)に、平成25年度介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。皆さんから納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源となります。

65歳以上の方(第1号被保険者)

保険料の決定

前年の合計所得(*)などに応じた負担になるよう11段階に区分されます。

(*)合計所得

- 総合課税される所得のみの場合：総所得金額、退職所得、山林所得の合計
 - 分離課税される所得のある場合：総所得金額、退職所得、山林所得、長期譲渡所得などの合計
- ※詳しくは、決定通知書または市公式サイトをご覧ください。

保険料の納め方

保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収

：年金からの引き落とし
 保険料(年額)が、年金支払月の6回に分けて引き落としとなります。(年度の途中から特別徴収が始まる方を除く)

対象 年金が年額18万円以上の方

※対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。

普通徴収

：納付書や口座振替
対象 年金が年額18万円未満の方、特別徴収の対象となる年金を受給していない方

※特別徴収の条件を満たしている方でも、次の方は普通徴収となります。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で年金の支払いが始まった方
- 年度の途中でほかの市区町村から転入してきた方
- 年金が一時差し止めとなった方
- 年金担保貸付金を返済中で年金の支払いがなくなった方

40〜64歳(第2号被保険者)の方

保険料の決定・納め方

国民健康保険や企業の健康保険など、加入している医療保険によって決め方や納め方が異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただいています。

※サービスの利用はまず相談から

「介護が必要かな?」と思ったら、地域包括支援センターや高齢福祉介護課へ相談してください。

※保険料を納めない?と?

特別な事情がなく介護保険料の滞納が続くと、滞納処分の対象となります。また、介護サービス利用時に未納期間に応じて保険給付に制限が加えられます。
問合せ 介護保険の制度・保険料：高齢福祉介護課 介護保険係⑮143 / 介護サービスなどの相談：高齢福祉介護課⑮143 / 要介護認定：高齢福祉介護課⑮146 / 納付相談：納税課納税担当⑮167

介護保険サービスなどの負担額軽減制度

介護保険利用者負担額の軽減制度

介護保険サービスを利用するとき、市民税非課税世帯の方で次のすべてに該当する場合は、利用者負担額が軽減される制度があります。制度の利用には、事前に申請が必要です。

対象

- 年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

○ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと

○ 介護保険料の滞納がないこと

対象サービス 居宅介護(予防)サービスおよび施設介護サービス

※軽減の申し出をした事業者によるサービスに限りです。

介護保険施設などの居住費・食費の負担軽減制度

介護保険施設などの居住費(滞在費)および食費は原則自己負担ですが、市民税非課税世帯の方には費用の負担を一部軽減する制度があります。制度の利用には、事前に申請が必要です。

対象 市民税非課税世帯で、介護保険施設に入所

またはショートステイを利用する方

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係⑮144